熊本県立済々黌高等学校長

鶴山 幸樹

学校において予防すべき感染症の出席停止について

平素より、本黌の教育活動に関しまして御理解と御協力をいただき、深く感謝申し 上げます。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルスは、学校において予防すべき感染症の第2種に分類され、出席停止の基準・期間が変更となります。

つきましては、別添「学校において予防すべき感染症の出席停止取り扱いについて」をご確認いただき、出席停止の措置をとる場合は、「学校において予防すべき感染症に関する出席停止確認書」の提出をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止確認書」は廃止します。

※「学校において予防すべき感染症に関する出席停止確認書」は、保健室にあります。また、学校のホームページからダウンロードできます。

## 学校において予防すべき感染症の出席停止取り扱いについて

学校保健安全法により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐ ため出席停止の措置をとることができます。下記の「学校において予防すべき感染症」 と判明した場合は、主治医の指示に従い御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、「**学校において予防すべき感染症に関する出席停止確認書**」が必要です。

確認書については、お子様が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

記

		疾病名	出席停止の期間	
学校において予防すべき感染症の種類	第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	
	第二種	新型コロナ	発症後5日経過し、かつ症状軽快 後1日経過	
		インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2 日経過	
		百日咳	特有の咳が消失し、または5日間 の適切な抗菌性物質製剤による治 療終了まで	
		麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫 脹が発現後5日を経過し、かつ全 身状態が良好になるまで	
		風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで	
		水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過 するまで	
		結核		
		髄膜炎菌性髄膜炎		
	第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸 菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症(感染性胃腸炎等の出 席停止は医師の判断による)	症状により学校医その他の医師に おいて感染のおそれがないと認め るまで	

## 学校において予防すべき感染症に関する出席停止確認書 熊本県立済々黌高等学校

## 年 組 号 氏名

1	疾病名(					)			
2	出席停止を要する(要した)期間								
	令和	年	月	日	曜から				
	令和	年	月	日	曜まで				
	※受診された医療機関をご記入ください。								
	医療機関	<b></b> 国名(				)			
3	その他								
		令和	年	月	日				
	<u>保護者名(自署)</u>								

※本書は登校後に必ず提出してください。

※ボールペンで記入してください。鉛筆記入不可。